

平成 20 年度収支予算、事業計画  
及び資金計画

日本放送協会



# 平成 20 年度収支予算



## 予算総則

第1条 日本放送協会（以下、「協会」という。）の平成20年度収支

予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料

の額は、別表第2に掲げる契約種別及び支払区分に応じ、別表第3

に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受

信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げる

とおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第5に定める契約を合わせて10件

以上締結した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場

合は、前項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずること

とする。ただし、第3項、第4項又は第5項の規定による場合を

除く。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構

成員で別表第6に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団

体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により

支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第6に掲げる額

を減ずることとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。ま

た、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代

表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額から次項に

定める額を減じ、さらに別表第 6 に掲げる額を減ずることとする。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 1 月 31 日までは、協会が定める要件を備えた学生又は単身赴任者でその通学又は通勤のための住居での放送の受信についての契約を締結した者（以下、この項において「対象契約者（ア）」という。）が、その受信料を口座振替等により支払う場合、その受信料は、対象契約者（ア）又はその生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、口座振替等により支払うものである限り、第 1 項に定める受信料の額から別表第 7 に掲げる額を減ずることとする。ただし、沖縄県の区域に居住する対象契約者（ア）が、対象の受信契約について支払う場合は、特別契約を除き、第 1 項に定める受信料の額から別表第 8 に掲げる額を減ずることとする。

また、第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 2 月 1 日以降は、住居での放送の受信についての契約を締結した者（以下、この項において「対象契約者（イ）」という。）が、その受信料を口座振替等により支払う場合、その受信料は、対象契約者（イ）又はその生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、口座振替等により支払うものである限り、第 1 項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

- 5 第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 2 月 1 日以降は、事業所等

での放送の受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して受信料を支払う場合、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計

画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は長期借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する放送債券償還積立資産への繰入れ、長期借入金の返還又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、

その一部又は全部を長期借入金の減額、又は長期借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第 11 条 本予算中、資本収入において予定する長期借入金は放送債券に替えることができる。

第 12 条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第 13 条 業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

## 別表第 1

## 平成 20 年度収支予算書

## (一般勘定)

## (事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		657,505,985
	受信料	635,077,709
	交付金収入	3,346,425
	副次収入	10,088,000
	財務収入	5,809,851
	雑収入	500,000
	特別収入	2,684,000
事業支出		647,248,051
	国内放送費	277,460,389
	国際放送費	11,122,153
	契約収納費	59,020,886
	受信対策費	1,657,407
	広報費	3,590,975
	調査研究費	9,233,988
	給与	129,021,666
	退職手当・厚生費	51,258,597
	共通管理費	12,729,321
	減価償却費	71,865,000
	財務費	14,999,669
	特別支出	2,288,000
	予備費	3,000,000
事業収支差金		10,257,934

## 事業収支差金の内訳

(単位 千円)

資本支出充当(債務償還充当)	3,378,000
翌年度以降の財政安定のための繰越金	6,879,934

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		80,478,000
	事業収支差金受入れ	3,378,000
	減価償却資金受入れ	71,865,000
	資産受入れ	2,675,000
	長期借入金	2,560,000
資本支出		80,478,000
	建設費	76,900,000
	出資	200,000
	放送債券償還積立資産繰入れ	2,600,000
	長期借入金返還金	778,000
資本収支差金		-

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,548億2,198万5千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,449億6,005万1千円であり、経常収支差金は、98億6,193万4千円である。

(番組アーカイブ業務勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		485,233
	視聴料収入	418,648
	財務収入	66,585
事業支出		1,887,510
	既放送番組配信費	1,528,277
	広報費	142,797
	給与	95,680
	退職手当・厚生費	32,838
	共通管理費	32,340
	減価償却費	55,578
事業収支差金		1,402,277

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		55,578
	減価償却資金受入れ	55,578
資本支出		55,578
	建設費	55,578
資本収支差金		-

事業収支差金 14億227万7千円については、一般勘定からの短期借入金をもって補てんする。

( 受託業務等勘定 )

( 事 業 収 支 )

( 単位 千円 )

款	項	金 額
事 業 収 入		1,908,000
	受 託 業 務 等 収 入	1,908,000
事 業 支 出		1,683,000
	受 託 業 務 等 費	1,626,000
	財 務 費	57,000
事 業 収 支 差 金		225,000

事業収支差金 2 億 2,500 万円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

## 別表第2 契約種別及び支払区分

### 契約種別

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

### 支払区分（平成20年9月30日まで）

口座振替等	口座振替、継続振込又はクレジットカード継続払による支払
口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
クレジットカード継続払	協会の指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行う支払
訪問集金	協会の集金取扱者への支払など口座振替等以外の方法による支払

（注）平成20年10月1日以降は支払区分を廃止するが、支払の方法としては、訪問集金を除き、上表の各項の意味は従前どおりとする。

なお、普通契約又は衛星普通契約を締結していた者で、協会所定の申請を行い、平成19年10月1日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置していた場合、放送受信契約の種別を変更しない限り、当分の間、平成19年9月30日までの契約種別を適用する。

### 別表第3 受信料額

(平成20年9月30日まで)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座振替等	1,345円	7,650円	14,910円
	訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円
衛星契約	口座振替等	2,290円	13,090円	25,520円
	訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円
特別契約	口座振替等	1,005円	5,730円	11,180円
	訪問集金	1,055円	6,030円	11,760円

(平成20年10月1日以降)

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,345円	7,650円	14,910円
衛星契約	2,290円	13,090円	25,520円
特別契約	1,005円	5,730円	11,180円

## 別表第4 受信料額（沖縄県）

（平成20年9月30日まで）

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座振替等	1,190円	6,810円	13,280円
	訪問集金	1,240円	7,110円	13,860円
衛星契約	口座振替等	2,135円	12,250円	23,890円
	訪問集金	2,185円	12,550円	24,470円

（平成20年10月1日以降）

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,190円	6,810円	13,280円
衛星契約	2,135円	12,250円	23,890円

## 別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
50件未満	200円	90円
50件以上100件未満	230円	
100件以上	300円	

ただし、衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

## 別表第6 団体一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり 月額 200円 ただし、12か月前払による場合は、 年額 2,420円
特別契約	

別表第7 同一生計支払（家族割引〔学生〕〔単身赴任〕）における割引額

（平成21年1月31日まで）

契約種別	割引額（月額）
地上契約	445円
衛星契約	760円
特別契約	335円

別表第8 同一生計支払（家族割引〔学生〕〔単身赴任〕）における割引額（沖縄県）

（平成21年1月31日まで）

契約種別	割引額（月額）
地上契約	395円
衛星契約	705円

# 平成 20 年度 事業 計画



## 1 計画概説

平成 20 年度は、3 か年経営計画の最終年度であるとともに、デジタル時代の新たな公共放送の基礎を築く重要な年度である。

協会は、公共放送の変わらぬ使命を果たしつつ、自らの改革を進め、視聴者の期待にこたえる。

放送においては、放送の自主自律を堅持し、信頼されるニュースと多彩で質の高い番組を制作し、視聴者の要望に的確にこたえる。

また、幅広い視聴者層、とりわけ若い世代に向けた番組や地球環境問題に継続的に取り組む番組、地域放送の充実等に力を注ぐとともに、報道取材体制の強化、第 29 回オリンピック・北京大会や北海道洞爺湖サミット等の取材・放送に万全を期す。さらに、地上デジタル放送の普及や国際放送による海外への情報発信の充実に努める。

協会の主たる財源である受信料については、公平負担に向けて、一層効率的な契約収納活動を推進し、訪問集金の廃止等の新たな施策の実施と、より公平で合理的な受信料体系への改定を行う。

また、内部統制機能の整備によるコンプライアンスの徹底を図り、視聴者から一層信頼される公共放送を目指す。

また、引き続き徹底した業務改革とスリム化の推進に取り組み、効果的かつ効率的な業務運営を行う。

(1) 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大やサービ

スの充実のための設備を整備し、平成 23 年度の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向けて、放送設備の整備を計画的に行う。

また、非常災害時における報道のための設備やテレビジョン国際放送のための設備の整備を行うとともに、老朽の著しい放送設備の更新等を行う。

- (2) 放送番組については、各波それぞれの特長を生かして、幅広い世代、特に次代を担う若い世代の共感を得る番組作りを進める等、信頼される質の高い放送を通して社会や文化の発展に尽くし、視聴者の期待にこたえるよう努める。また、迅速かつ的確な報道に万全を期し、確かな指針となるニュースの充実を図る。

また、地上デジタルテレビジョン放送については、ハイビジョン放送を積極的に行うことを中心に、デジタル放送の特性を生かした多様なサービスを実施し、その普及促進を図る。

さらに、教育放送、地域放送及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実を図るほか、第 29 回オリンピック・北京大会の放送番組を特別編成するとともに、北海道洞爺湖サミット関連放送を実施する。

- (3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、邦人向け放送と外国人向け放送を明確に位置付け、テレビジョン国際放送の充実・強

化とラジオ国際放送の再編を進め、効果的な情報の発信に努める。

- (4) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料収入の確保及び回復に努める。また、訪問集金を廃止し、契約収納関係経費の削減を図るとともに、障害者に対する受信料免除の適用範囲を拡大する等、受信料体系の改定を行う。
- (5) 公共放送の理解促進に向けた広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意見や要望を的確に把握し、放送及び業務運営への反映に努める。また、情報公開に積極的に取り組み、視聴者に対する説明責任を果たす。
- (6) 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- (7) 給与については、要員削減を着実に進め、さらなる削減を図る。
- (8) 外国人向けテレビジョン国際放送の番組制作及び送信委託を行う会社に対し、出資を行う。
- (9) 放送と通信が連携する新たなサービスとして、アーカイブ番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスを開始する。

(10) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(11) 受信料に支えられる公共放送としての信頼を確かなものとするため、「NHK“約束”評価委員会」による評価及び「NHKコンプライアンス委員会」による経営委員会に対する答申等を踏まえ、内部統制機能の整備を進め、コンプライアンスの徹底と、経営改革に取り組み、効果的かつ効率的な業務運営を図る。

## 2 建設計画

建設計画については、衛星放送施設の整備に4億7,300万円、テレビジョン放送網及びラジオ放送網の整備に387億1,800万円、放送会館の整備に15億6,100万円、放送番組設備の整備に287億円、研究施設の整備等に74億4,800万円、総額769億円をもって施行する。

### (1) 衛星放送施設整備計画

衛星テレビジョン放送の地上設備の整備など衛星放送設備の整備を行う。

これらに要する経費は、4億7,300万円である。

### (2) テレビジョン放送網整備計画

地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大に向けた

送信設備の整備を行う。

また、テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備の整備を行う。さらに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、340億5,000万円である。

### (3) ラジオ放送網整備計画

外国電波による混信等の受信状況を改善するため、中波放送局及びFM放送局の建設調査を行う。また、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、46億6,800万円である。

### (4) 放送会館整備計画

放送会館については、横浜、千葉及び甲府の放送会館の整備等を行う。

これらに要する経費は、15億6,100万円である。

### (5) 放送番組設備整備計画

地上デジタルテレビジョン放送の携帯端末向けサービス(ワンセグ)の独自サービスの提供開始に向けた送出設備の整備を行う。

また、非常災害時における報道のための設備の整備を行うとともに、ハイビジョン放送のための設備の整備等を行う。さらに、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、287 億円である。

#### (6) 研究施設、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。

これらに要する経費は、40 億 3,200 万円である。

#### (7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、34 億 1,600 万円である。

### 3 事業運営計画

#### (1) 国内放送

##### ア 番組関係

##### (ア) 地上テレビジョン放送

総合テレビジョンは、1 日 24 時間を基本とした放送時間とし、基幹的な総合波として国民生活に不可欠なニュース・情報番組や創造的な文化、教養番組及び娯楽番組等の調和ある編成を行う。番組内容については、若い世代に向けた番組の開発をはじめ各世代に共感される多彩な番組や、世代を超えて楽しみ、考える番組の充実に努めるとともに、地球規模の課題を取り上げ、時代の潮流を読み解く大型企画番組等の充実に努める。また、生命・財産にかかわる非常災害時及び事件・事故の緊急時には、

柔軟で機動的な編成により、迅速かつ的確な情報の提供を行う。

デジタル総合テレビジョンは、総合テレビジョンと同じ内容の番組をハイビジョンで同時に放送することを基本とする。

教育テレビジョンは、1日21時間を基本とした放送時間とし、子どもや若い世代に向けた番組、趣味・実用番組等の充実を図るとともに、福祉番組の積極的な展開を図る。また、デジタル時代に対応し、様々なメディアを活用した学習機会の拡大を可能とする、新たな番組を開発する。

デジタル教育テレビジョンは、教育テレビジョンと同じ内容の番組を同時に放送することを基本とし、定時のマルチ編成を行う。

#### (1) 衛星テレビジョン放送

衛星ハイビジョンは、1日21時間を基本とした放送時間とし、次の世代に残すべき一級の文化・芸術を積極的に紹介するとともに、地球温暖化問題を啓発する番組等を、年間を通じて重点的に編成する。また、新たな映像技術や演出方法、ダイナミックな編成に挑戦し、新しいテレビ文化創造の先導的な役割を果たす。

デジタル衛星第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、海外特派員によるレポートの充実や海外の放送

機関との共同制作の推進等により、ニュース・情報番組を一層充実するほか、第 29 回オリンピック・北京大会など視聴者の関心の高いスポーツ番組を編成する。アナログ衛星第 1 テレビジョンでも同じ内容の番組を同時に放送する。

デジタル衛星第 2 テレビジョンは、1 日 24 時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、豊かで良質な娯楽番組、アーカイブスを活用した番組、国内外の名作映画、若者向け番組及び地域に密着した視聴者参加番組等の放送を行う。アナログ衛星第 2 テレビジョンでも同じ内容の番組を同時に放送する。

#### (ウ) ラジオ放送

ラジオ第 1 放送は、1 日 24 時間を基本とした放送時間とし、緊急時の迅速かつ的確な報道に努め、聴取者の信頼にこたえる柔軟な編成を行うとともに、ニュース・生活情報を中心に聴取者との双方向化を進め、多様な情報をきめ細かく提供する。

ラジオ第 2 放送は、1 日 19 時間を基本とした放送時間とし、語学講座番組の充実を図って聴取者の学習意欲にこたえらるとともに、様々なメディアを駆使した魅力的な学習サービスを行う。また、外国語によるニュース等、在日外国人向けの番組を編成する。

F M放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、高音質の特性を生かした多彩な音楽番組を中心に編成する。また、災害など緊急時には、ラジオ第1放送と連携して機動的な編成を行う等、地域向けのメディアとしてきめ細かな情報を提供する。

#### (I) 地域放送

地域放送は、各地域の特性や要望に応じ、平日夕方のニュース・情報番組や夜間の視聴好適時間帯の番組を充実する。また、全国の地域放送局が連携し、各地域に共通する問題の解決を視聴者とともに考える番組を随時放送する等、地域の課題と向き合い地域を支援する番組を編成するとともに、優れた地域放送番組の積極的な全国発信に努める。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間30分、F M放送で1日1時間50分を基本とする。

#### (オ) 補完放送等

補完放送については、デジタル総合テレビジョンのデータ放送では、地域と全国のニュース・気象情報やきめ細かな地域生活情報等を提供するとともに、デジタル教育テレビジョンのデータ放送では、健康や福祉など波の特性を生かした情報を提供する。また、衛星デジタルテレビジョンのデータ放送では、ニュース・気象情報等の提供や双方向機能の活用等、番組と連動

したサービスを拡大する。聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送は、テレビジョン放送の一部で行い、放送時間の拡充を図る。また、視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。このほか、テレビジョン文字放送において、ニュース等の各種情報を提供する。携帯端末向けサービス（ワンセグ）は、デジタル総合テレビジョン及びデジタル教育テレビジョンと同じ内容の番組を同時に提供するとともに、データ放送サービスでは地域毎のニュース・気象情報や番組関連情報等を提供する。

地上デジタル音声放送（デジタルラジオ）については、東京、大阪における実用化試験放送に、デジタル放送の特性を生かした番組を提供する。

インターネットによるサービスについては、放送番組の周知や災害関連情報の提供等を行うほか、放送番組を補完するサービスとして、ニュース・気象等の放送番組の二次利用による情報や教育分野等の放送番組の関連情報を提供する。

放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体や伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に 2,027 億 6,482 万 5 千円、番組の編成企画等に 176 億 2,842 万 5 千円で、総額 2,203 億 9,325 万円である。

## イ 技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、地上デジタルテレビジョン放送の拡充等に伴う設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額 570 億 6,713 万 9 千円である。

以上により、国内放送費総額は、2,774 億 6,038 万 9 千円となり、前年度 2,684 億 8,865 万 4 千円に対して、89 億 7,173 万 5 千円の増額となる。

## (2) 国際放送

諸外国へ日本の実情を伝え、経済・文化交流と相互理解の一層の促進に貢献するとともに、海外の日本人が必要とするニュース・情報を迅速かつ的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。テレビジョン国際放送については、年度後半期から放送時間を拡大し、外国人向け放送を大幅に強化

する。このほか、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日6時間程度の放送時間で実施する。

外国人向けテレビジョン国際放送については、後半期から1日24時間の放送時間とし、すべての番組を英語化する。また、日本、アジアをはじめとする世界の情報を伝えるニュースの放送時間を大幅に拡大するほか、日本の最新の情報や伝統文化を伝える番組を充実する。なお、これらの業務の一部は子会社に委託して行うこととし、そのための子会社を新たに設立する。また、海外における受信環境の整備を行い、簡易な設備で放送の受信が可能となる地域を拡大する。

邦人向けテレビジョン国際放送については、日本の主なニュースや海外での安全に役立つ情報を的確に伝えるほか、娯楽番組の放送等、多彩な番組を編成する。

ラジオ国際放送については、1日延べ48時間25分の放送時間とし、時代に合わせたサービスの再編を行い、日本・世界の最新の動向及び海外での安全に役立つ情報を的確に伝えるニュース・情報番組の充実や国際理解を促進する番組の充実を図る。このほか、欧州、中東・北アフリカ向けの衛星ラジオサービスによるアラビア語の放送を1日30分の放送時間で実施する。

これらに要する経費は、総額111億2,215万3千円となり、前

年度 85 億 8,593 万円に対して、25 億 3,622 万 3 千円の増額となる。

### (3) 契約収納

受信料の公平負担の徹底に向けて、受信料未払者や未契約者への契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料収入の確保及び回復に努める。あわせて、訪問集金の廃止等により、効果的かつ効率的な業務体制の構築を図り、契約収納関係経費の一層の削減に取り組む。また、障害者に対する受信料免除の適用範囲を拡大する等、受信料体系の改定を行う。

これらに要する経費は、総額 590 億 2,088 万 6 千円となり、契約収納体制の見直し等により、前年度 592 億 2,185 万 6 千円に対して、2 億 97 万円の減額となる。

### (4) 受信対策

放送があまねく全国において受信できるよう、受信相談など視聴者への受信サービス活動を展開する。また、デジタルテレビジョン放送の受信を促進するための積極的な普及活動を行う。

これらに要する経費は、総額 16 億 5,740 万 7 千円となり、受信対策業務の見直し等により、前年度 17 億 214 万 6 千円に対して、4,473 万 9 千円の減額となる。

### (5) 広 報

信頼回復及び公共放送の理解促進に向けて、多様で効果的な広報活動を展開するとともに、あらゆる機会を通じて交流・対話活動を強化することで視聴者の意見や要望を的確に把握し、放送及び業務運営への反映に努める。また、情報公開に積極的に取り組むほか、協会の業務に関する苦情その他の意見に対して適切かつ迅速な処理を行う。あわせて、デジタルテレビジョン放送の発展に向けて、その普及促進を図る。

これらに要する経費は、総額 35 億 9,097 万 5 千円となり、前年度 32 億 9,792 万 8 千円に対して、2 億 9,304 万 7 千円の増額となる。

#### (6) 調査研究

放送技術の研究については、スーパーハイビジョン（走査線 4,000 本級超高精細映像システム）など未来の映像文化の発展のための研究開発や放送と通信の連携サービスなどデジタル放送の発展のための研究開発等を行う。

放送番組の研究については、若年層など視聴者層拡大のための多角的分析をはじめ、放送番組の向上に寄与する調査研究を行うとともに、番組視聴状況調査を実施する等、視聴者意向の的確な把握を行う。

これらに要する経費は、総額 92 億 3,398 万 8 千円となり、前年

度 71 億 9,653 万 1 千円に対して、20 億 3,745 万 7 千円の増額となる。

#### (7) 給 与

3 か年で 1,200 人の要員削減を掲げた経営計画の最終年度として、要員削減を着実に進め、年度内 420 人の純減を見込む。

これにより、給与総額は、1,290 億 2,166 万 6 千円となり、前年度 1,311 億 7,748 万 6 千円に対して、21 億 5,582 万円の減額となる。

#### (8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、要員削減による厚生保健費の減等により、総額 512 億 5,859 万 7 千円となり、前年度 514 億 6,210 万 7 千円に対して、2 億 351 万円の減額となる。

#### (9) 共通管理

共通管理については、内部統制機能の整備等により、総額 127 億 2,932 万 1 千円となり、前年度 122 億 7,016 万円に対して、4 億 5,916 万 1 千円の増額となる。

#### (10) 番組アーカイブ業務

平成 20 年 12 月から放送と通信が連携する新たなサービスとして、アーカイブ番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスを開始する。

これに係る収入は4億8,523万3千円、支出は18億8,751万円である。

#### (11) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は19億800万円、支出は16億8,300万円である。

#### (12) 信頼される公共放送のための業務運営の改革

内部統制機能の整備とコンプライアンスの徹底を進めるとともに、経営改革に取り組み、効果的かつ効率的な業務運営を図る。

内部統制機能の整備にあたっては、放送法改正に伴い、経営委員会、執行部の機能・権限の明確化や監査委員会の設置、関連諸規定の整備を行うとともに、協会、子会社等の多様な業務を踏まえたリスクマネジメントを確立し、視聴者の負託にこたえることのできる事業運営と放送の自主自律を担保する体制を構築する。コンプライアンスの徹底についても内部統制機能の整備の一環として、アクションプランの策定や職員研修を体系的、一元的に実施し、さらなる浸透を図る。

経営の改革にあたっては、「NHK“約束”評価委員会」による評価及び「NHKコンプライアンス委員会」による経営委員会への答申等を踏まえ、事業運営に反映する。

## 4 受信契約件数

### (1) 地上契約

#### ア 有料契約見込件数

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	増	減
年度初頭契約件数	23,140,000	23,340,000		200,000
年度内新規契約件数	1,905,000	2,022,000		117,000
年度内解約件数	2,105,000	2,222,000		117,000
年度内増加契約件数	200,000	200,000		0
年度末契約件数	22,940,000	23,140,000		200,000

#### イ 受信料免除見込件数

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	増	減
年度初頭免除件数	1,318,000	1,285,000		33,000
年度内新規免除件数	155,000	176,000		21,000
年度内解約件数	91,000	143,000		52,000
年度内増加免除件数	64,000	33,000		31,000
年度末免除件数	1,382,000	1,318,000		64,000

### (2) 衛星契約

#### ア 有料契約見込件数

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	増	減
年度初頭契約件数	13,233,000	12,833,000		400,000
年度内新規契約件数	945,000	872,000		73,000
年度内解約件数	495,000	472,000		23,000
年度内増加契約件数	450,000	400,000		50,000
年度末契約件数	13,683,000	13,233,000		450,000

#### イ 受信料免除見込件数

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	増	減
年度初頭免除件数	86,000	80,000		6,000
年度内新規免除件数	16,000	13,000		3,000
年度内解約件数	5,000	7,000		2,000
年度内増加免除件数	11,000	6,000		5,000
年度末免除件数	97,000	86,000		11,000

### (3) 特別契約

#### 有料契約見込件数

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	増 減
年度初頭契約件数	9,000	9,000	0
年度内新規契約件数	0	0	0
年度内解約件数	0	0	0
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	9,000	9,000	0

( 参考 1 )

有料契約見込総数

区 分	地 上 契 約	衛 星 契 約	特 別 契 約	合 計
年度初頭契約件数	23,140,000	13,233,000	9,000	36,382,000
年度内増加契約件数	200,000	450,000	0	250,000
年度末契約件数	22,940,000	13,683,000	9,000	36,632,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地 上 契 約	衛 星 契 約	合 計
年度初頭契約件数	198,000	63,000	261,000
年度内増加契約件数	1,000	4,000	5,000
年度末契約件数	199,000	67,000	266,000

( 参考 2 )

支払区分別受信契約件数

(1) 地上契約

区 分	口座振替	継続振込	クレジット カード継続払	訪問集金	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	16,880,000	1,543,000	677,000	4,040,000	-	23,140,000
年度内増加契約件数	40,000	1,480,000	370,000	4,040,000	1,950,000	200,000
年度末契約件数	16,920,000	3,023,000	1,047,000	-	1,950,000	22,940,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	継続振込	クレジット カード継続払	訪問集金	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	70,000	9,000	3,000	116,000	-	198,000
年度内増加契約件数	2,000	29,000	3,000	116,000	83,000	1,000
年度末契約件数	72,000	38,000	6,000	-	83,000	199,000

(2) 衛星契約

区 分	口座振替	継続振込	クレジット カード継続払	訪問集金	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	9,753,000	2,319,000	389,000	772,000	-	13,233,000
年度内増加契約件数	260,000	320,000	230,000	772,000	412,000	450,000
年度末契約件数	10,013,000	2,639,000	619,000	-	412,000	13,683,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	継続振込	クレジット カード継続払	訪問集金	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	42,000	4,000	1,000	16,000	-	63,000
年度内増加契約件数	3,000	6,000	2,000	16,000	9,000	4,000
年度末契約件数	45,000	10,000	3,000	-	9,000	67,000

### (3) 特別契約

区 分	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	4,000	5,000	9,000
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	4,000	5,000	9,000

## 5 要員計画

区 分	要 員 数
事 業 運 営 関 係	10,661 人
建 設 関 係	181
合 計	10,842

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内 420 人の純減を見込んだものである。

# 平成 20 年度 資金 計画



## 1 資金計画の概要

平成 20 年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額 6,886 億 3,026 万 6 千円、事業経費、建設経費、長期借入金の返還等による出金総額 6,800 億 1,826 万 4 千円をもって施行する。

## 2 入金の部

受信料については、受信料収入予算 6,350 億 7,770 万 9 千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額 6,312 億 4,770 万 9 千円を予定する。

長期借入金については、25 億 6,000 万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金 29 億 5,824 万 7 千円、国際放送関係など交付金収入 33 億 4,642 万 5 千円、有価証券の償還 260 億円、受取利息その他の入金 225 億 1,788 万 5 千円を見込む。

以上により入金額は、総額 6,886 億 3,026 万 6 千円である。

## 3 出金の部

事業経費 5,448 億 4,253 万 9 千円、建設経費 769 億円、長期借入金の返還 7 億 7,800 万円、出資 2 億円、放送債券償還積立資産への繰入れ 26 億円、有価証券の購入 330 億円、支払利息その他の出金 216 億 9,772 万 5 千円を合わせ出金額は、総額 6,800 億 1,826 万 4 千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	合 計
1 前期末資金有高	88,359,405	120,070,352	79,448,444	111,195,276	-
2 入 金	226,297,620	121,994,093	210,768,951	129,569,602	688,630,266
受信料	209,347,276	111,690,041	199,222,721	110,987,671	631,247,709
長期借入金	-	-	-	2,560,000	2,560,000
固定資産売却代金	326,620	597,102	1,707,915	326,610	2,958,247
交付金収入	455,654	454,346	458,267	1,978,158	3,346,425
有価証券償還	9,600,000	5,700,000	5,000,000	5,700,000	26,000,000
受取利息その他の入金	6,568,070	3,552,604	4,380,048	8,017,163	22,517,885
3 出 金	194,586,673	162,616,001	179,022,119	143,793,471	680,018,264
事業経費	165,626,613	128,141,230	143,948,430	107,126,266	544,842,539
建設経費	17,706,113	19,392,742	20,733,014	19,068,131	76,900,000
長期借入金返還	778,000	-	-	-	778,000
出 資	10,000	-	190,000	-	200,000
放送債券償還積立資産繰入れ	-	-	-	2,600,000	2,600,000
有価証券購入	6,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	33,000,000
支払利息その他の出金	4,465,947	6,082,029	5,150,675	5,999,074	21,697,725
4 期末資金有高	120,070,352	79,448,444	111,195,276	96,971,407	-

